

志免町子どもの権利条例の制定

吉 岡 直 子

A Study on the Enactment of the Shime Town Ordinance
on the Rights of the Child

Naoko Yoshioka

はじめに

平成18年12月、福岡県志免町で志免町子どもの権利条例が成立し、平成19年度から施行されることとなった。子どもの権利条例の制定は、2000年の川崎市に始まり、全国に広がりつつある。2006年1月段階で、29の自治体が子ども（の権利に関する）条例をすでに制定しており、審議中の自治体は志免町を含め17である。その後、新たに条例制定に向け動き出した自治体もある⁽¹⁾。もっとも、これらの条例は名称のみならず、その内容も多岐にわたっているため、正確な数を示すことには困難が伴う。志免町条例は、子どもの「権利」条例としては九州初のものとなった。

1 志免町子どもの権利条例制定の経緯⁽²⁾

(1) 志免町の現状

志免町は、福岡市に隣接する面積8.70km²の町である。1989・明治22年に周辺5村と合併して志免村が発足、1939・昭和14年に町制施行された。志免町はかつての糟屋炭田の中心部に位置しており、町内にも数カ所の炭坑があっ

た。中でも国営志免鉱業所は、戦前は海軍、戦後は国鉄と、一貫して国営として操業した全国でも唯一の炭坑であった。志免鉱業所の閉山（1964・昭和39）を最後に、志免町の石炭産業は終わりを告げるが、地上53.6メートルの堅坑櫓は、近代遺産として今も志免町のシンボルとなっている。

近年では、志免町は福岡市のベッドタウンとして発展し、炭坑閉山後、一時は16,000人にまで減少した人口も16,301世帯42,014人（平成19年4月1日現在）を数えるに至っている。人口増加率、人口密度はともに福岡県第二位である。合計特殊出生率、人口に占める子どもの割合、子どものいる世帯の比率はいずれも全国平均、福岡県平均を上回って推移している。志免町といえども少子高齢化は免れようもないが、それでも、比較的「若い」町なのである。このような中で、子育てや育ちについての悩みや関心が高いのはある意味では当然といえるかもしれない。人口急増傾向は予想以上の早さで進み、若年の転入者が多い。町の相談機関には、親子関係や育児ストレス、虐待、不登校などの相談が寄せられ、相談件数は増加している⁽³⁾。

（2）志免町子どもの権利条例制定プロジェクト会議の発足

2001・平成13年12月議会での子どもの権利条例についての質問と、それに対する「前向きに研究・検討したい」という町長の答弁をきっかけに、条例制定への具体的な動きが始まった。2002年6月には、子育て課を主管とし、社会教育課、総務課、健康課、学校教育課から成る志免町子どもの権利条例制定プロジェクト会議が発足した。

子どもの利益を最大限に尊重し、行政として地域としてどのようにすれば子どもを育てやすい町にすることができるのか。志免町の実情はどうか。次世代育成計画との関わりをどう照合させるのか。これらを検討して、子どもの権利条例が本当に必要なのかどうかを検討する。これがプロジェクト会議の任務であった。しかし、どのように取り組めば良いのか、答えが見えない状況の中で会議は始まった。志免町の虐待の現状、他自治体の条例及び条例制定に向けてのアンケート等の検討（佐賀県神埼町（当時）、岐阜県多治見市、北海道奈井江町）、子どもの権利条例についての勉強会を行いながら議論を重ねる中

で、条例策定が必要であるとの方向性は定まりつつあったが、具体的な取り組みについては、以前不透明という状況が続く。

2003年6月の会議で、「子どもの権利条例を策定するプロセスを大切にしながら、子どもの権利条例制定委員会（仮称）を立ち上げ、パンフレットを作成し、委員会とプロジェクト会議で啓蒙・啓発を行いながら、条例を作り上げる。」ことを確認、7月には、志免町子どもの権利条例制定に向けての提案書、志免町条例制定検討委員会構成委員の選出、志免町条例制定検討委員会条例（案）等が確認された。

2003年8月に町長に提出された提案書は、まず、志免町の子どもが虐待や不登校、引きこもり、不登校といった問題を抱えていること、それは全国的な動向と一致するが、志免町では近年、その傾向がとりわけ顕著であり、「今、志免町の子どもたちは、ある意味危機的な状況にあるといっても過言ではありません。」と指摘する。そして「このような現状で今、子どもたちに一人の人間としての権利を与え、人間としての価値や尊厳を持って自分らしく生きていくことを保障することは、反面、我々おとなが子どもたちの存在を今後の町の未来を託す存在として認め、育む義務を負うことと認識することだといえます。」と結論づけている。

こうして2003・平成15年12月、子どもの権利条例制定委員会設置条例が成立、翌2004年7月に子どもの権利条例制定委員会が発足した。

2 子どもの権利条例の位置づけ

ー志免町児童育成計画と志免町子ども未来プランー

以下では、志免町の施策における子どもの権利条例の位置づけを明らかにするために、専攻する施策等を概観する。志免町児童育成計画（2001・平成13年3月）、志免町子ども未来プラン（次世代育成支援行動計画 2005・平成17年3月）及び志免町児童の虐待防止等に関する条例である。

(1) 志免町児童育成計画

国の子育て支援策として、1994・平成6年、「エンゼルプラン」（今後の子育て支援のための施策の基本方向について）と「緊急保育対策等5か年事業」が、1999・平成11年には「少子化対策推進基本方針」と「新エンゼルプラン」が策定された。福岡県でも1997年に「福岡県児童育成計画」を策定、志免町児童育成計画はこれらを基盤とするものである。計画策定の趣旨は「子どもにとって安全で豊かな生活環境の整備がまちづくりの重要な柱であることを再確認し、子どもと子育てに関する施策を総合的に推進するため」である。対象は、小学校低学年までの子どもと家族であるが、施策・事業の内容によっては小学校高学年以上の子どもも含む。計画の期間は、2001年度を初年度とし、2010・平成22年度を目標年次とする。

児童育成計画では、志免町の子育ての実態を概観した上で、「子育てのための経済的支援の拡充」「保育園・幼稚園の費用負担の軽減」「自然環境の保護」「子どもの遊び場の確保」「男性の家事・育児への参加推進」「ゆとりのある教育の推進」等について、要望が高いことを明らかにしている。

児童育成計画の基本理念は「のびる力、育む心を支えるまち」であり、「子どもと家族の個性と多様性が尊重され、豊かな交流と生活体験を通して子ども一人ひとりがのびる力を培っていく町をつくる」ことにおかれる。計画策定の基本的な視点は、以下の3点とされた。

① 子どもの利益を最大限に尊重し、子どもと家庭の生活条件及び価値観の多様化に対応できる計画とします。 ②多様化した子育てニーズにきめ細かく対応し、安心して出産・子育てができる環境の整備を課題とします。 ③子どもにとって地域社会は単なる居住地ではなく、ふるさとです。子ども一人ひとりが個性を発揮できる場を持てるような地域社会をめざします。

基本的な視点の解説部分で、今後踏まえておくべきこととして、子どもの権利条約に言及し、子ども自身の意見やニーズをどのようにして取り入れていくのか、固定的性別役割分担意識を指摘し、家庭責任を男女共同で担う社会の構築、合意を形成する住民参加、総合的な町の将来構想、を課題としてあげることが注目される。

(2) 志免町子ども未来プラン（次世代育成支援行動計画）

2003・平成15年7月、次世代育成支援対策推進法が10年間（平成26年度まで）の時限立法として制定され、市町村に行動計画策定を義務づけた。志免町子ども未来プラン（次世代育成支援行動計画2005・平成17年3月）は、従前の志免町児童育成計画を発展的に継承するものと位置づけられ、「本町に住む人が子どもを安心して産み育て、子ども自身が自ら持つ力を伸ばし、その子育てを支える地域となることで、町全体が『子どもにやさしいまち』となる」ことを趣旨とする。

基本的視点として、以下の3点があげられている。①子どもの権利を保障する ②町民のニーズを最大限に取り入れる ③子ども一人一人の個性が発揮される地域社会をつくる

基本目標は、①子どもの伸びる力を支える ②安心して子育てができるよう子育て家庭を支援する ③家庭と社会参画の両立を支援する ④子どもの視点に立った地域社会をつくる、である。

次世代育成支援行動計画の策定過程と子どもの権利条例制定への動きは一部重複し、平行して進められてきた。次世代育成支援行動計画は児童育成計画と異なり、対象となる「子ども」を、概ね18歳未満とする。また、趣旨説明に見られる「子育て」「子どもにやさしいまちづくり」という言葉遣いにも子どもの権利条例を視野に入れたものであることがうかがえる。

行動計画は、「本計画による子どもに関する施策の総合的な展開と権利条例とにより、志免町の子ども誰もが一人の人間としてその権利が認められ、幸福に暮らせる町を、大人も子どもも協同してつくっていくことを目指して取り組みを進めていきます。」と述べている。権利条例との関係は必ずしも具体的ではないものの、「子どもの権利条例の制定」と「子どもの権利の周知と理解を広める意識啓発の取り組み」が上記①の基本的施策としてあげられている。

(3) 志免町児童の虐待防止等に関する条例

2004年6月議会に、志免町児童虐待の防止及び子育て家庭への支援に関する条例案が議員提案されたが、12月議会で撤回された。改めて児童虐待防止

に絞って再提案、継続審議となった後、2005年9月議会で志免町児童の虐待防止等に関する条例が成立した。

成立までの経緯が平坦でなかったのは、部課横断的で権限を持つ支援センターの設置には異論があり、また、すでに施策が講じられており屋上屋を重ねるものという意見が強かったことがあるようである。厚生委員会で一旦は賛成多数で採決されたものの、白紙に戻し修正の結果、改めて可決という経緯を辿っている。

成立した条例に基づき、2006・平成18年3月には志免町児童虐待防止ネットワーク設置要項が制定された。ネットワークは、福岡県児童相談所を初めとする県の機関、志免町民生委員児童委員協議会、人権擁護委員会、町内会連合会、商工会、町立及び私立の保育園、幼稚園、小中学校、関連部署、計24機関を構成メンバーとする。代表者会議と実務者会議を置き、虐待に関する情報収集、情報交換及び家庭支援対策等を行うものとされている。

虐待防止等に関する条例案の提案は、子どもの権利条例制定と時を同じくしており、守備範囲も重複しているのであるが、二つの条例をどう関係づけるかについて発議者の明確な見解は示されていない。

3 条例の制定過程と特徴

(1) 条例制定委員会の設置と活動の概要

2004・平成16年7月に設置された子どもの権利条例制定委員会は、委員20名以内をもって組織し、識見を有する者、関係団体及び町民を代表する者、学校関係者のうちから町長が委嘱するものとされている（設置条例2条）。委員会は、識見を有する者3名、関係団体及び町民を代表するもの11名（町内会長、町PTA連絡協議会、志免町子育てサークル、子育て支援関係者、人権擁護委員、児童委員・民生委員、町立保育園長、一般公募委員2名）、教育関係者5名、計19名でスタートした。

制定委員会の作業は、志免町の子どもの実態について知ること、子どもの権利と子どもの権利条約について学ぶことから始まった。2004・平成16年9月には、町民1,955人（小学生、中学生、高校生世代、大人）を対象に、子ども

の権利に関する意識調査を行った（子育て課）。また、子どもの権利条約、少年法改正の経過と課題等についての学習を行った。また、職員を中心に「全国自治体シンポジウム」に継続的に参加するようになった（2004年多治見市、2005年市川市）

子どもの権利や子どもの権利条約を広く知らせるために行った活動としては、次のようなものがある。子どもの人権を考える講演会「子どもにやさしい町づくり」（2005・平成17年1月）、「集まれ10代！」（2005・平成17年5月）、「全国自治体シンポジウム2006」（2006・平成18年11月）。

子どもの権利条例であるからには、子ども自身の参加が不可欠である。志免町では、子ども議会（2005年8月）などの例はあるものの、子ども参加を制度的に整えるところにはまでは達していない。また、どのようにすれば、真に意味のある子ども参加になるのかについて検討する時間的余裕もなかった。そこで、現在可能な方法として取ったのは、委員が出向いて子どもの意見を聴くことであった（2005年12月 志免中学校生徒会及び同こころの教室訪問）。

委員の大半が町の関係団体代表であり、子どもの権利や条約について特に予備知識がある訳ではなかった。問題行動を含め子どもの実態をよく知るが故に、厳しい態度（体罰を含め）を取るべきだという強硬な意見もあり、子どもの権利について100%の意見の一致が見られることはなかった。しかし、このような意見は、町民の平均的な意見であるかもしれず、そうであるとすれば、これを真っ向から否定するべきではない。制定委員会では、子どもの権利に懐疑的な意見も含め、皆が志免町の子どもたちのことを気かけ、子どもたちが幸せであることを望んでいることを確認し、一致点を見いだしていく努力が重ねられた。

平成17年10月、制定委員会は条例の起草作業に着手した。先行自治体の条例を「良いとこ取り」した、いわば、つぎはぎの条例案を叩き台に、時に激論を交わし、時に立ち往生しながら19回もの修正を重ねていった。そのようなプロセスを経て、やがて志免町の実態に応じた条例のあり方を自分たちの言葉で語るようになっていったということができよう。

なお、条例制定全般に関わって、子どもの権利条約と条例づくりに詳しい研

究者グループ（子どもの権利条約総合研究所を中心とする）との密接な連携があった。学習活動を通じて条例づくりを理論的に支え、各地の情報をもたらし、ネットワークをつくり、また職員の力量形成に当たって、その役割はきわめて大きかった。

起草作業の後半には、制定委員会と庁内策定委員会との共同作業による擦り合わせが平行して行われた。庁内策定委員会は、プロジェクト会議の後身というべきものであり、条例制定についての知識・経験を有している上に、当初から制定の経緯に関わり、また、自治体シンポジウムへの継続的な参加等によって、志免町で行われていることを全国的に位置づけ俯瞰することができた。職員は、制定作業の実質的なリーダーシップを担い、条例を自ら作り上げることに主体的に関わったとあってよい。

こうして、2006・平成18年9月、町長に条例案答申書を提出し、制定委員会はその役割を終えた。パブリックコメントを経て、12月議会で条例案は全員一致で可決成立した。

（2）条例の特徴—相談・救済機関の設置—

条例は7章27条から成る。高望みはせず、身の丈に応じた条例を作ろうということが、制定過程における了解事項であった。しかし、条例は、何よりも実効あるものでなければならない。志免町条例の大きな特徴は、相談・救済機関（子どもの権利救済委員と同相談員）の設置にある。子どもの権利救済委員（3名）は、町長は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、議会の同意を得て選任する。その職務は、（1）子どもの権利侵害について相談に応じ、助言や支援をすること、（2）子どもの権利侵害に関わる救済の申立を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、調査、調整、勧告、是正要請をすること、である。救済委員を補助するため、子どもの権利相談員を置き、この相談員が直接の窓口になる。

2007年4月、条例が施行されたが、子どもの権利と条約、条例はまだほとんどといっていいほど知られていない⁽⁴⁾。条例制定作業中に町内の中学校で体罰事件が起き、教諭が戒告処分となったが、議会報告では「子どもの権利」への

言及はなかった。パブリックコメントに対する意見もゼロであった。もっとも、これが志免町で初めてのパブリックコメントであったことも考慮しなければならぬ。子どもの権利の保障が日常生活の中で当然に必要なことを子どもと大人に知ってもらうことが初めの一步であろう。

子育て課（2007年度から子育て支援課）が担当部署であることも手伝ってか、子どもの権利条例は乳幼児を対象にするものという認識も抜き難く存在する。教育委員会が発表した「平成19年度志免町教育行政の目標と主要施策」では、「公共」の精神や社会規範の尊重については述べられていても、子どもの権利条例は人権教育の一つにあげられているに過ぎない。保育所民営化も具体化しつつある。糟屋郡内4町との合併協議も始まっている。町の施策すべてを子どもの権利の視点から再確認することが、特に町の諸機関に求められる⁽⁵⁾。

普遍的な理念を子どもの現実に立脚した具体的な施策とすることが、条例づくりの主要課題であった。今後の課題は、いかにして条例を使いこなしていくかであり、これから設置される子どもの権利委員会では、そのための評価・検証の枠組づくりが急務となる。

条例づくりに関わって、改めて実感することは、条例づくりは「学ぶこと」そのものだということである。今後、条例に命を吹き込むのもやはり学ぶこと、それも子どもと大人が共に学ぶことなのであろう。

【注】

- (1) 子どもの権利条約総合研究所「子ども（の権利に関する）条例の動向 2006年1月段階」子どもの権利研究8号 子どもの権利条約総合研究所 2006 pp100-104
- (2) 堀内義之「子どもの権利条例の制定—志免町—」子どもの権利研究10号 子どもの権利条約総合研究所 2007 pp64-65
- (3) 志免町の子どもの実態については、以下のような調査結果がある。
「子育てに不安や負担を感じる」 5割以上の人が子育てに不安や負担を感じると回答
就学前 感じる 12.2% 多少感じる 53.2% 計 65.4%

小学生 感じる 8.6% 多少感じる 45.7% 計 54.3%

日常の悩みとして、あげられているのは、「子どもの病気や発育・発達に関すること」「子どもの食事や栄養に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」（就学前）、「子どもの友だちづきあい（いじめなどを含む）に関すること」「子どもを叱りすぎているような気がする」「子どもの教育に関すること（子どもの進学・受験について）」（小学生）。

「子育てのストレスがたまって、子どもに手を上げたり、世話をしなかったりしてしまうこと」は就学前では 4.5%、小学生で 1.5%であるが、実数では 66 人に上っている。次世代育成支援に関するニーズ調査報告書 平成 16 年 3 月 志免町

(4) 「子どもの権利条約を知っている」に対して

子ども 28.5%（「内容を知っている」11.6% 「内容をある程度知っている」16.9%）

おとな 16.2%（「内容を知っている」4.7% 「内容をある程度知っている」11.5%）

志免町子どもの安心と救済に関する実態・意識調査報告書 子どもの権利条約総合研究所 平成 18 年 7 月

(5) 「子どもの権利条例が施策の一つにとどまるのではなく、『子どもの権利条約の趣旨や規定に準拠して、立法・行政・司法作用あるいは実際の活動を進めること』＝国連子どもの権利委員会が提唱する権利基盤的アプローチが必要なのである。」荒牧重人『『子どもにやさしいまち』づくりの視点と課題』 喜多・荒牧・森田・内田編著『子どもにやさしいまちづくり』日本評論社 2004 p 9

【参考文献】

子どもの権利条約総合研究所「子ども（の権利に関する）条例の動向 2006 年 1 月段階」子どもの権利研究 8 号 子どもの権利条約総合研究所 2006 pp100-104

平野裕二 「子どもの権利条約の実施における『権利基盤型アプローチ』の意味合いの考察」子どもの権利研究 5号 子どもの権利条約総合研究所 2004
pp78-85

志免町児童育成計画（2001・平成 13 年 3 月） 志免町

志免町子ども未来プラン（次世代育成支援行動計画 2005・平成 17 年 3 月）
志免町

資料

志免町子どもの権利条例

平成 18 年 12 月 20 日

志免町条例第 45 号

子どもは、一人の人間であり、かけがえのない大切な存在です。子どもには、人間として生きていくための当然の権利があります。子どもは、その権利が保障され、健やかに成長していくことができます。

子どもは、自分の意見を自由に言うことができ、大人は子どもの意見を尊重します。

子どもは、安心して助けてとすることができ、大人は子どもを守ります。

子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合うことができます。

子どもは、大人と共に志免町をつくっていく仲間です。子どもが幸せな町は大人にとっても幸せな町です。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

子どもは、平和と豊かな環境のなかで、健やかに成長していくことができます。子どもは、世界中の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

私たちは、このような町づくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号通称子どもの権利条約）の理念に基づき、志免町が子どもの権利を尊重する町であることを明らかにし、この条例を制定します。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、町民に幅広く子どもの権利を普及させ、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の

利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、その他の子どもが利用する施設をいいます。

(責務)

第3条 町は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親などの保護者（以下「親」といいます。）は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 町民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 町、親、子ども施設関係者、町民は、お互いに連携して子どもの権利の保障に努めます。

6 町は、国、他の地方公共団体などと協力し、町の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

7 町、親、子ども施設関係者、町民は、子どもが一人の人間として自分らしく健やかに成長していくことができるよう支援します。

(子どもの権利の普及)

第4条 町は、子どもの権利に対する町民の理解を深めるため、さまざまな方法を通じてその普及に努めます。

2 町は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利についての教育や学習が行われるよう支援します。

3 町は、子ども自身による子どもの権利についての自主的な学習を支援します。

(子どもの権利の日)

第5条 子どもの権利についての関心や理解を深めるために、「しめまち子どもの権利の日」を設けます。

2 「しめまち子どもの権利の日」は、11月20日とします。

3 町は、「しめまち子どもの権利の日」の趣旨にふさわしい事業を行います。

第2章 人間として大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第6条 この章に規定する権利は、子どもにとって、自分らしく育ち、学び、成長にふさわしい生活をしていく上で特に大切なものとして保障されます。

(安心して生きる権利)

第7条 子どもは、安心して生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (3) 差別を受けないこと。
- (4) 愛情と理解をもってはぐくまれること。
- (5) 健康に配慮され、適切な医療が提供されること。
- (6) 平和と安全な環境の中で生活ができること。

(自分らしく生きる権利)

第8条 子どもは、人格が尊重され、自分らしく生きることができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えをもつこと。
- (3) 自分にとってふさわしいやりかたで学ぶこと。
- (4) プライバシーが侵されないこと。
- (5) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (6) 子どもであることにより、不当な取扱いを受けないこと。
- (7) 安心できる場所で自分を休ませ、余暇を持つこと。

(意見表明や参加する権利)

第9条 子どもは、自ら社会に参加することができます。そのために、主として次に掲げる権利が保障されます。

- (1) 自己表現や意見の表明ができ、それが尊重されること。
- (2) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (3) 社会に参画し、意見を生かされる機会があること。
- (4) 社会参加に際し、必要な支援が受けられること。

(支援を受ける権利)

第10条 子どもは、その置かれた状況に応じ、必要な保護や支援を受けることができます。

第3章 家庭、子ども施設、地域における権利の保障

(家庭における権利の保障)

第11条 親は、子どもの権利の保障において家庭が果たす役割を認識し、子どもの権利を保障します。

- 2 町は、親が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。
- 3 親は、虐待や体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。
- 4 町は、権利を侵害された子どもの速やかな発見、適切な救済、回復、予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(子ども施設における権利の保障)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

- 2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対し子どもの権利を保障できるよう支援します。
- 3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしません。
- 4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。
- 5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。
- 6 子ども施設関係者は、関係機関や関係者と連携を図りながら、不登校など

について必要な支援をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第13条 町民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもが健やかに成長していくことができるよう努めます。

2 町は、子どもの成長にかかわる町民の活動を支援し、連携を図ります。

3 町民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことができるような居場所を確保、充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもにやさしい町づくりの推進

(意見表明や参加の促進)

第14条 町、親、子ども施設関係者及び町民は、子どもが家庭、子ども施設及び地域において、意見を表明し、参加することを尊重し、支援します。

2 町は、子どもが町づくり、町政などに意見を表明し、参加できるような場や機会を提供するよう努め、提出された意見などを尊重します。

3 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。子ども施設の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

(子どもの居場所)

第15条 子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び活動すること、安心して人間関係をつくり合うことができる居場所が必要です。町は、居場所についての考え方の普及、居場所の確保と充実に努めます。

2 町は、居場所の提供などの自主的な活動を行う町民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めます。

(施策の推進)

第16条 町は、この条例に定める子どもの権利に関する施策を総合的かつ計

画的に実施するために行動計画を作成し、推進します。

2 町は、前項の行動計画の進捗状況を第24条に定める子どもの権利委員会に報告します。

第5章 子どもの権利救済

(権利侵害に関する相談及び救済)

第17条 町は、子どもの権利の侵害に関する相談・救済機関を設置します。

2 子ども、親、子ども施設関係者及び町民は、相談・救済機関に対して、子どもの権利の侵害について相談し、権利の侵害からの救済を求めることができます。

(子どもの権利救済委員)

第18条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、志免町子どもの権利救済委員（以下「救済委員」といいます。）を設けます。

2 救済委員は、3人とします。

3 救済委員は、子どもの権利に理解や豊かな経験がある人のうちから、町長が議会の同意を得て選任します。

4 救済委員の任期は、3年とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

5 救済委員の活動を補助するため、子どもの権利相談委員を置きます。

6 町長は、救済委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他救済委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、解任することができます。

(救済委員の職務)

第19条 救済委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復に向けて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 救済委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 前2項の職務のうち、勧告、是正要請及び報告の公表をするに当たっては、救済委員は合議をしなければなりません。

4 救済委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第20条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けたものは、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第21条 救済委員は、子どもの権利侵害について、子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(救済委員に対する支援や協力)

第22条 町は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親、子ども施設関係者、町民は、救済委員の活動に対して協力します。

(報告)

第23条 救済委員は、毎年その活動状況などを町長や議会に報告するとともに、広く町民にも公表します。

第6章 検証

(子どもの権利委員会)

第24条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、志免町子どもの権利委員会（以下「権利委員会」といいます。）を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において識見を有する者や町民のうちから町長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を妨げるものではありません。

(権利委員会の職務)

第 25 条 権利委員会は、町長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、町民から意見を求めることができます。

(提言とその尊重)

第 26 条 権利委員会は、調査や審議の結果を町に報告し、提言します。

2 町は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第 7 章 雑則

(委任)

第 27 条 この条例の施行に必要なことがらは、町長その他の執行機関が定めます。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行します。

西南学院大学人間科学部児童教育学科